

経営品質アセッサーフォーラム（JQAA）定款

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、「経営品質アセッサーフォーラム」と称し、略称を「JQAA」とする。
（以下 JQAA と記す）

（事業所）

第2条 JQAA は、主たる事業所を東京都渋谷区渋谷 3-1-1 財団法人 日本生産性本部に置くものとする。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 JQAA は、経営品質協議会が掲げる経営革新に対する考え方を基本に、セルフアセッサーはもとより経営革新に取り組む経営者、推進者、革新支援者が互いに集い、経営力、実践力、推進力を高める活動の支援を行う。

（事業）

第4条 JQAA は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1）経営革新に関する普及コンサルテーション、及び支援並びに啓発
 - （2）経営革新に関する情報の収集・分析及び提供
 - （3）経営革新に関する人材の育成支援
 - （4）経営革新に関する出版物の制作及び販売
 - （5）経営革新に関する内外関係機関との交流及び協力
 - （6）前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、日本国において行うものとする。

第3章 会員

（会の構成と会員の種類）

第5条 JQAA の会員たる構成員は、運営委員の名称（以下「運営委員」と云う）をもって構成する。

- 2 個人運営委員とは、JQAA の目的に賛同して入会する、経営品質協議会が認定するセルフアセッサーの資格を有する個人とする。但し、セルフアセッサーの資格は有しないが、経営革新に関する同等の知識や知見を有しており、JQAA の目的に賛同して入会する個人を認める。

3 法人運営委員とは、JQAA の目的に賛同して入会する、経営革新に関する事業を営むものとする。

4 団体運営委員とは、JQAA の目的に賛同して入会する、経営革新に関する団体とする。

(会の性格)

第6条 JQAA は、法人格のない特定任意団体とする。

(運営委員資格の取得)

第7条 JQAA に入会を希望するものは、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 法人、又は団体たる運営委員にあつては、法人、又は団体の代表者として JQAA に対してその権利を行使する一人の者（以下「運営委員代表者」と云う）を定め、理事長に届けなければならない。

3 運営委員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を理事長に提出しなければならない。

(運営委員の誠実義務)

第8条 運営委員は、運営委員相互に信頼と友情を基本に、経営品質に関する能力を相互研鑽し、会の目的達成に向け努力をしなければならない。

2 運営委員は、経営品質向上に関する能力を運営委員相互、所属組織、支援を必要とする企業並びに社会の向上に役立てるため、原則として会の活動組織に参画しなければならない。

3 運営委員は、JQAA の名称のもとに特定の組織、団体の利便や利益になる行為をしてはならない。

4 運営委員は、JQAA の活動上知り得た個別情報及び個人情報、情報所有者の許諾なしに、他に漏らし、勝手に活用してはならない。

5 運営委員は、3項にかかわらず理事会の承認を得た案件については、活動することができる。

(退会)

第9条 運営委員が JQAA を退会しようとする時は、別に定める退会届を理事長に提出することにより、いつでも退会できる。

2 運営委員が次の各号の一つに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 制限行為能力者の審判を受けたとき。

(2) 本人が死亡したとき。

- (3) JQAA が解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総運営委員の同意があったとき。

(除名)

第 10 条 運営委員が次の各号の一つに該当するときは、総会の決議により、総運営委員の 3 分の 2 の多数をもって除名することができる。

- (1) JQAA の名誉を著しく棄損したとき、または JQAA の目的に反する行為をしたとき。
- (2) 正当な事由なく第 8 条の義務に違反したとき。

2 前項の規定により運営委員を除名する場合は、当該運営委員にあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う総会において、当該運営委員に弁明の機会を与えねばならない。

(運営委員の資格停止)

第 11 条 運営委員が次の各号の一つに該当するときは、理事会の決議により運営委員の資格停止を行うことができる。

- (1) JQAA の名誉を著しく棄損したとき、または JQAA の目的に反する行為をしたとき。
- (2) 正当な事由なく第 8 条の義務に違反したとき。

2 前項の規定により運営委員の資格停止を行う場合は、当該運営委員にあらかじめ通知するとともに、決議を行う理事会において弁明の機会を与えねばならない。

(運営委員資格の喪失)

第 12 条 運営委員は、第 8 条、及び前条の規定のほか、次のいずれかに該当するに至ったときはその資格を失する。

- (1) 第 8 条 2 項の義務を、一年以上履行しなかったとき。
- (2) JQAA が解散したとき。

(運営委員名簿)

第 13 条 JQAA は、運営委員の氏名または名称及び住所を記載した運営委員名簿を作成し、JQAA の主たる事業所に備えおくものとする。

- 2 JQAA は、運営委員に対する通知、または督促は、運営委員名簿に記した住所または運営委員が JQAA に通知した住所に宛てて行うものとする。
- 3 運営委員は、JQAA が業務運営する時間において、運営委員名簿を閲覧、または謄写することができる。

- 4 当該請求を行う運営委員がその権利の確保、または行使に関する調査以外の目的にあたる場合は、JQAA は名簿の開示を拒むことができる。

第4章 総会

(総会の構成)

第14条 総会は運営委員をもって構成する。

(総会の権限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 運営委員の除名
- (2) 理事及び監事の選任または解任
- (3) 事業報告及び収支計算書並びに正味財産増減書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 会の解散及び残余財産の処分
- (6) その他、理事会において必要と認めた事項
- (7) その他、法令に準ずる事項

(開催)

第16条 総会は、定時総会として毎年6月までに開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(召集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が召集する。

- 2 理事長は、運営委員の議決権の5分の1以上から総会の目的事項、および召集の理由を示して総会の招集を請求された場合には、その請求があった日から3週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会の招集は、少なくとも開催日の2週間前に、その総会の目的事項、日時、場所及びその他法令で定められた事項を記載した文書、若しくは電磁書類をもって通知する。

(議長)

第18条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、前条2項により総会の請求があった場合においては、出席運営委員のうちから議長を選出する。

(議決権)

第 19 条 総会における議決権は、運営委員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 20 条 総会の決議は、運営委員の議決権の過半数を有する運営委員が出席し、出席した当該運営委員の議決権の過半数を持って行う。

2 前項の規定にかかわらず、つぎの決議は総運営委員の過半数以上であって、総運営委員の議決権の 3 分の 2 以上の多数をもって行う。

- (1) 運営委員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 会の解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面等による議決権の行使)

第 21 条 総会に出席できない運営委員は、書面または電磁的方法、もしくは代理人をもって議決権を行使することができる。ただし、代理人は代理権を証明する書類を本会に提出しなければならない。

(議事録)

第 22 条 総会の議事については法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び当該総会において出席した運営委員の内、選任された 2 名の議事録署名人は前項の議事録に署名又は記名押印しなければならない。

第 5 章 役員

(役員配置)

第 23 条 JQAA は次の役員を置く。

- (1) 理事 10 名以上 20 名以内
- (2) 監事 2 名

2 理事の内にはそれぞれの理事について、当該理事と次の各号で定める特殊の関係がある者である理事の合計数が、理事総数の 3 分の 1 を超えて含まれることにはならない。

- (1) 当該理事の配偶者。

- (2) 当該理事の三親等以内の親族。
- (3) 当該理事と婚姻の届け出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にある者。
- (4) 当該理事の使用人
- (5) 前各号に掲げる者以外の者で、当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者。
- (6) 第3号に掲げる者と、生計を一にするこれらの者の配偶者、または三親等以内の親族、その他特別の関係にある者。

3 理事の内、1名を理事長とする。

4 理事長以外の理事の内、副理事長として若干名を置くことができる。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は総会の決議により選任する。

2 理事長、副理事長は理事の中から理事会の決議により選定する。

(役員等に欠員が生じた場合の措置)

第25条 JQAAの役員が、定款で決めた人数に対し、欠員が生じた場合は、直ちに理事会は代替補充を行い、便宜上次の総会で事後承認を取るものとする。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、この定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長はこの定款で定めるところにより、この会を代表し、その業務を執行し、副理事長は理事長を補佐し、別に理事会の定めるところにより、この会の業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は理事の職務の執行を監査し、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び部員（運営委員）に対して事業の報告を求め、JQAAの業務、及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結までとする。再任の場合は、原則として連続2期までとする。

2 補充として選任された理事または監事の任期は前任者の任期の満了までとする。

3 理事または監事は、第22条に定める定数に足りなく、かつ第24条による履行ができない場合は、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事または監事としての、権利と義務を有するものとする。

(役員解任)

第 29 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員役職停止)

第 30 条 役員が、正当な事由なく第 8 条の順守を怠ったとき、及び違反した場合は、理事会の決議により当該役員役職を停止することができる。

(特命理事)

第 31 条 JQAA は理事会の承認により、特命理事を置くことができる。

- 2 特命理事の解任は、理事会が承認する。
- 3 特命理事の任期は特に定めない。
- 4 特命理事の職務と権限は理事会の命を受け、地域の統括と推進及び理事会への意見具申を行う。

(顧問)

第 32 条 JQAA は理事会の承認により、顧問を置くことができる。

第 6 章 理事会

(理事会及び構成)

第 33 条 JQAA は理事会を置くものとする。

- 2 理事会の構成は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第 34 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) JQAA の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職
- (4) 特命理事の任命と解任
- (5) 運営委員の承認

(開催成立要件及び開催)

第 35 条 理事会は、全理事の過半数をもって、開催及び成立するものとする。

- 2 原則として毎月 1 回開催し、開催日は理事会において決定する。
- 3 成立後、正当な事由により成立要件を満たさなくなった場合は、次回理事会におい

て議案の事後承認を受けるものとする。

(招集)

第 36 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき、または理事長に事故があるときは副理事長が理事会を招集する。

2 前項にかかわらず、理事は前項に示した招集者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

(招集の手続き)

第 37 条 理事会の召集は、開催日の 1 週間前までに理事会の目的事項、日時及び場所等を明示した電磁的方法、もしくは文書をもって各理事及び監事に通知しなければならない。

(議長)

第 38 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長が欠けたとき、もしくは理事長に事故があるときは副理事長がこれにあたる。

(決議)

第 39 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議に際し、賛否同数の場合は、議長がこれを議決する。

(議事録)

第 40 条 理事会は別に定める運営規定により議事録を作成する。

2 あらかじめ決められた議事録作成人と出席した理事長、並びに監事は記名押印しなければならない。

第 7 章 委員会と部会

(委員会の配置)

第 41 条 JQAA は、本会の目的を円滑に推進することと、新たに発生する課題に対処するために必要に応じ、理事会の決議により、委員会を置くことができる。

2 委員会は、委員をもって構成する。

3 委員は、運営委員のうちから、理事長が委嘱する。ただし、必要と認められるときは、学識経験者等非運営委員にあっても委嘱することができる。

4 委員会は、理事会より委嘱される当該事項を調査、研究、審議し、本会の目的が円滑に遂行されるよう理事長及び理事会に報告する。

5 委員会に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(部会の配置)

第 42 条 JQAA は本会が掲げる目的達成に向け、事業計画に応じ、理事会の決議により、部会を置くことができる。

(構成と部会長)

第 43 条 部会は、理事及び運営委員をもって構成し、部会長は理事長の任命と理事会の決議により任命された理事がこれにあたる。

2 前項にかかわらず、円滑に事業を推進するために、部会長が必要と認めた学識経験者等を参加させる場合は、理事会の決議を得るものとする。

(部会の権限)

第 44 条 部会の権限は、理事会により決定された事項を、実行するすべての権限を有する。ただし、理事会において決定された後、予期しない事項が発生した時は、速やかに理事会に報告し、その後の進捗の承認を得るものとする。

(事業計画と報告)

第 45 条 部会は、理事会により決定された事業方針に対し、実行計画を策定し、理事会への報告と承認を得なければならない。

第 8 章 資産及び会計

(事業年度)

第 46 条 JQAA の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 47 条 JQAA の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号及び第 4 号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 収支計算書
- (4) 正味財産増減計算書

2 前項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、

運営委員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 活動費と経費

(活動費)

第48条 JQAAの活動費は、事業収入及び寄付並びに登録料をもってこれにあてる。

(寄付等)

第49条 JQAAは、活動を行うにあたって、善意の寄付を受けることができる。

(登録料)

第50条 JQAAは経営革新支援活動を推進するに際し、別途定める登録コンサルタント若しくは経営革新推進支援者より登録料を徴収することができる。

(ボランティアと経費支払)

第51条 JQAAは、運営委員のボランティアによって成立するが、過度な個人的負担を強いてはならない。

2 JQAAは、理事会及び部会活動等にかかる交通費、及び理事会が必要と認めた費用は支払わねばならない。

3 JQAAは、理事会及び部会活動の遂行のためにかかった個人の労働対価については支払わない。但し、登録されたコンサルタント若しくは経営革新推進支援者の活動により得られた事業収入の内、別の定めによりその一部を当該者に支払わねばならない。

4 JQAAは、その他理事会が必要と認めた経費については、該当者に支払わねばならない。

5 上記以外の細目、及び運用については別に定めるものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第51条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第52条 JQAAは、総会の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 53 条 JQAA の解散・清算に伴う残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条、第 17 号に掲げる法人、または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 54 条 JQAA は、剰余金の分配はおこなわない。

第 11 章 公告の方法

(公告方法)

第 55 条 JQAA の公告は、JQAA が運営するホームページにより公告する。

第 12 章 補則

(実施細則)

第 56 条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の決議をもって別に定める。

第 57 条 この定款は、新組織発足総会日をもって施行する。

第 58 条 新組織発足移行年の事業会計年度は、2013 年 6 月 1 日より 2014 年 3 月 31 日とする。

【改定履歴】

2000 年 6 月 14 日制定

2002 年 6 月 25 日改定

2003 年 6 月 26 日改定

2004 年 6 月 25 日改定

2005 年 6 月 23 日改定

2006 年 6 月 20 日改定

2007 年 6 月 14 日改定

2008 年 6 月 27 日改定

2009 年 6 月 26 日改定

2010 年 6 月 24 日改定

2011 年 6 月 17 日改定

2012 年 6 月 8 日改定

2013 年 6 月 28 日改定

2015 年 4 月 21 日改定

2016 年 4 月 20 日改定